

# 産業厚生常任委員会資料

令和8年6月4日

産業振興部 商工観光課

加東市滝野交流保養館の指定管理者の法人化について . . . . . P 1

- 1 報告内容
- 2 振興協会の法人化についての経緯
- 3 法人化に係る確認事項

# 加東市滝野交流保養館の指定管理者の法人化について

## 1 報告内容

令和7年12月24日の第128回加東市議会定例会において「加東市滝野交流保養館」の指定管理者として指定された加東市ふるさと振興協会（以下「振興協会」という。）及び一般社団法人加東市観光協会（以下「観光協会」という。）のうち、振興協会が令和8年4月1日付けで法人化し一般社団法人加東市ふるさと振興協会（以下「(一社)振興協会」という。）が設立された。振興協会と(一社)振興協会は名称こそ異なるが同一団体と認められることから、(一社)振興協会が指定管理者となることを報告する。

## 2 振興協会の法人化についての経緯

振興協会は任意団体であり、負債が生じた場合の弁済や各種契約行為において、代表理事や理事個人が責任を負うこととなっていた。そのため、以前から法人化についての必要性を協議していたが、令和8年度からの新たな指定管理の受託を契機に、組織としての安定的かつ持続的な運営体制を構築するため、本格的に法人化への移行事務を進め、令和8年4月1日の法人化に至った。

### 【振興協会理事会での協議等の状況】

令和7年6月25日理事会	・・・	法人化への移行事務を進めることについて承認
令和8年2月9日	・・・	一般社団法人の定款を作成
令和8年2月18日理事会	・・・	令和8年4月1日に法人化することを承認
令和8年4月1日	・・・	(一社)振興協会から法人化したことを市へ届出

## 3 法人化に係る確認事項

法的には任意団体と一般社団法人は別団体と見なされるが、団体の事業目的、役員、組織等の内容から、実質的同一性が確認されたため同一団体として認められる。また、加東市交流保養館を連合体として指定した観光協会も同法人を連合体としての運営を承諾している。